

競売入札妨害罪に関する最高裁決定

小松章剛

一 はじめに

最近、競売事案の増加に伴い、競売入札の妨害も増えている。特に、暴力団がらみの威迫による妨害行為、虚偽の賃借権が存在するかのように偽った偽計による妨害行為が増えている。

刑法九六条の第三項は、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二五〇万円以下の罰金に処する」と規定する。

これまで、本条項の適用例としては、次のようなものがあつた。

(1) 威力を用いたもの

① 競売物件への張り紙等

競売物件に暴力団等が関与することを誇示する張り紙、立看板等を設置する行

為は、威力による競売入札妨害罪に当た

る。

イ 入札許可直前に、競売物件の玄関等

に、「告、本物件に、何人たりとも立ち入

りを厳禁する。A一家B組」と墨書した

張り紙をしたもの（福岡地判平成二年

二月二一日判時一三九九号一四三頁）

ロ 競売物件の建物一階ガラス戸に、「A

組〇二八六―×××―××××」等と記

載した張り紙をしたもの（宇都宮地裁

太田原支判平成五年三月一六日判例集

未登載）

ハ 競売物件の玄関横に、「無断使用禁止

A会B組」と記載した看板を設置し

たもの（青森地裁弘前支判平成六年五

月一二日判例集未登載）

ニ 競売土地内に、「A会管理物件〇〇

三四―××××」と記載した看板を設

置したもの（青森地判平成六年三月一

七日判例集未登載）

② 三点セットへの書込み等

三点セット（物件明細書、現況調査報

告書、評価書の各写し）に暴力団名を書

き込み、又は名刺を挟み込む等の行為も、

威力による競売入札妨害罪に当た

る。

イ 現況調査報告書写しに、「岡山四代目

A会B組」と彫ったゴム印を押捺した

もの（岡山地判平成二年四月二五日判

時一三九九号一四六頁）

ロ 物件明細書写しに、「松山連合会二代

目A会会長」と印刷された名刺を挟み

込んだもの（高松高判平成四年四月三

〇日判夕七八九号二七四頁、松山地判

平成三年一〇月二三日判夕七八九号二

七二頁）

③ 入札者への取下要求

暴力団組長が自己の経営する会社の落

札を図るため、入札をすませた者を取り

囲み、語気鋭く執拗に取下げを要求して、取り下げさせる行為は、威力による競売入札妨害罪に当たる（京都地判昭和五八年八月一日判時一一一〇号一四四頁）。

(2) 偽計を用いたもの

① 虚偽の賃借権があるとの執行官への陳述

執行官に対し、競売物件について賃借権を有している旨の虚偽の陳述をして、現況調査報告書にその旨記載させる行為は、偽計による競売入札妨害罪に当たる（鳥取地裁米子支判平成四年七月三日判夕七九二号二三二頁、東京地判平成五年一月二〇日金法一三七九号三八頁）。

このほど、競売入札妨害罪に関し、二件の最高裁の判断が示された。一件は、最高価買受申出人に対する断念要求についてであり（最高決平成一〇年一月四日刑集五二巻八号五四二頁）、他の一件は、虚偽の賃貸借契約書の裁判所に対する提出についてである（最高決平成一〇年七月一日刑集五二巻五号三四三頁、判時一六四八号一五七頁、判夕九八〇号一一四頁）。

前者については、これまでは開札前の行為を対象とし、入札者に対する取下要求につい

て適用があるとされた事例はあったが、開札後の行為について争われたことはなかった。また、後者については、虚偽の賃借権について、執行官への陳述に関する下級審の判決はあったが、最高裁の判断が示されたことはなかった。

いずれも、重要な判断であるので、以下ご紹介したい。

二 最高価買受申出人に対する断念要求

★最高決 平一〇・一一・四

刑集五二―八―五四二

★青森地判 平七・三・二三

刑集五二―八―五五三

★仙台高判 平八・一・二三

刑集五二―八―五六三

(1) 事案の概要

Y₁（右翼団体政治結社元支部長。恐喝罪一年一〇月の前科がある）は、その占有管理する土地建物の競売手続において、市内の業者に入札に参加しないよう根回し工作をした上、Y₁の妻名義で入札したが、平成三年二月四日、業者Aが十万円高い価格で落札したこ

とを知るや、Aの落札を辞退させ又は自己に譲渡させようと企て、同日午後三時頃Aの妻に対し、「うちの方によくないと、ことが面倒になる。ただじゃおかない、また来る」などと申し向け、また、同日午後八時頃Y₂（Y₁の甥、前掲支部構成員）が支部構成員数名を引き連れ、Aに対し、「なんで競売を落としたんだ、手を引いてくれ」などと申し向け、威力を用いて競売の公正を害すべき行為をした。Y₁、Y₂が、競売入札妨害罪で起訴された。

(2) 被告人の主張

Yらは、競売入札妨害罪は、本来公の競売の開札までに行われた威力又は偽計を用いた行為を対象とするものであり、開札以後の行為は、他の法令に低触する場合は格別、本罪の成否に関しては何ら問題となるものではない。Yらは開札期日後に最高価買受申出人に対して落札物件の譲渡を求めたに過ぎず、通常の経済行為にとどまると主張した。

(3) 第一審判決

第一審（青森地判平成七年三月二三日刑集五二巻八号五五三頁）は、競売物件の落札者に対し、開札の当日に、他の入札者ないしその関係者が、落札したことを非難した上、競

売物件から手を引くよう威圧的に要求する行為が許されないのは当然であり、競売入札妨害罪が成立するとして、Y₁を懲役一年六月、Y₂を懲役一年（執行猶予三年）に処した。
Yらが、控訴した。

(4) 控訴審判決

控訴審（仙台高判平成八年一月二二日刑集五二巻八号五五三頁）は、競売入札妨害罪は、「公の競売、入札の手続きの進行中に関係者らに対し偽計若しくは威力を用いた行為がなされ、それによって公の競売、入札に不当な影響を及ぼすおそれが生じた場合には、開札の前後を問わず本罪が成立する」ところ、競売手続は代金納付までは浮動状態に置かれており、代金を納付するか否かは、買受人の意思に委ねられているから、最高価買受人をして落札を辞退させ又はその物件を自己に譲渡させる意図のもとに、これらの者に対し威力を加えてその自由な意思決定を阻害する行為は、公の競売、入札に不当な影響を及ぼすおそれがある行為として本罪を構成するとして、控訴を棄却した。

Yらは、開札後の行為について競売入札妨害罪が成立するとして控訴審判決は、構成要件に該当しない事実をもって、本罪を認定し

たものであり、罪刑法定主義を定めた憲法第三一条に反するとして、上告した。

(5) 最高裁の決定

最高裁（平成一〇年一月二四日刑集五二巻八号五四二頁）は、Yの上告趣意は刑訴法四〇五条の上告理由に当たらず、また、「不動産の競売における入札により最高価買受申出人となった者に対し、威力を用いてその入札に基づく不動産の取得を断念するよう要求したときは、刑法（平成三年法律第三二号）による改正前のもの）九六条ノ三第一項の競売入札妨害罪が成立すると解するのが相当である」として、上告を棄却した。

三 虚偽の賃貸借契約書の裁判所に対する提出

★最高決 平一〇・七・一四

刑集五二五—三四三、

判時一六四八—一五七、

判タ九八〇—一一四

★徳島地判

平九・三・二五
刑集五二五—三四八

★松山高判

平一〇・二・二四

(1) 事案の概要

Y（弁護士、元検事）は、A、B、Cらと共に謀の上、裁判所が不動産競売開始決定をしたAら所有の土地建物について、その売却の公正な実施を阻止しようと企て、裁判所に対し、賃貸借契約が存在しないのにあるかのよう装って、Aらの代理人として、土地建物は既に他に賃貸されているので取調べを要求する旨の上申書とともに、競売開始決定よりも前にAらとB、Cとの間で短期賃貸借契約が締結されている旨の内容虚偽の賃貸借契約書写しを、平成八年三月三〇日頃、提出した。Yが、競売入札妨害罪で起訴された。

Yは、競売入札妨害罪の故意はなく、A、B、Cらとの共謀の事実はない、と主張した。

(2) 第一審判決

第一審（徳島地判平成九年三月二五日刑集五二巻五号三四八頁）は、Yは本件の賃貸借契約書が実態のない内容虚偽のものであることを十分認識しつつ、A、B、Cらと共に謀して、裁判所に対し、虚偽の賃貸借契約書写しを提出し、その競売につき公正を害すべき行為をなしたとして、Yを懲役一年（執行猶予

刑集五二五—三五八

四年)に処した。

Yが控訴した。

(3) 控訴審判決

控訴審(高松高判平成一〇年二月二四日刑集五二巻五号三五八頁)は、Yの行為は、入札希望者を減少させ、競売手続を遅延させ、競売価格も低下させる事態を招来するおそれのあるものであり、裁判所は、売却実施命令を取り消した上、書面審尋等をしているのであるから、Yの行為は「競売の公正を害すべき行為」に当たるとして、控訴を棄却した。

Yは、控訴審判決は憲法第三一条に反するとして、上告した。

(4) 最高裁の決定

最高裁(平成一〇年七月一四日刑集五二巻五号三四三頁、判時一六四八号一五七頁、判夕九八〇号一一四頁)は、Yの上告趣意は刑法四〇五条の上告理由に当たらず、また、「Yは、A、B、Cらと共謀の上、裁判所が不動産競売の開始決定をしたらAら所有の土地建物について、その売却の公正な実施を阻止しようと企て、裁判所に対し、賃貸借契約が存在しないのがあるように装い、右土地建物は既に他に賃貸されているので取調べを要

求する旨の上申書とともに、Aらと、B、Cとの間でそれぞれ競売開始決定より前に短期賃貸借契約が締結されていた旨の内容虚偽の各賃貸借契約書写しを提出したというのであるから、Yに刑法九六条の第三項所定の偽計による競売入札妨害罪が成立する」として、上告を棄却した。

四 おわりに

以上のとおり、開札後であっても競売手続中は競売入札妨害罪が成立し、また、虚偽の賃貸借契約書の提出は偽計による競売入札妨害罪が成立するとする、最高裁の判断が示された。競売手続は代金が納付されるまでは完結せず、また、虚偽の短期賃貸借権の主張は競売入札の競争原理を損うこととなるからである。競売事案が増加し、競売妨害事例が多発している今日、極めて注目すべき決定である。

なお、民事執行法上、競売入札妨害罪で有罪となった者は、裁判確定後二年間、競売の売却手続から排除される(同法六五条三号)。また、虚偽の短期賃貸借権が物件明細書に記載されたとき、差押債権者は、執行異議の申立てをすることができ(同法二一条)、売却許可

決定後は執行抗告の申立てをすることができ(同法七一条六号、七四条二項)。

民事判決では、暴力、傷害及び建物損壊等を伴う競売妨害行為について、慰謝料一、〇〇万円を含む総額二、五九〇万円余の損害賠償を命じた事例がある(東京地判平成六年七月六日金法一三九七号六二頁)。

(調査研究部長)